

指定催しの指定について

平成25年8月、京都府福知山市の花火大会において、多数の死傷者が発生した火災を契機に、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定しています。

指定催しの指定を受けた主催者は、速やかに「防火担当者」を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、指定催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出しなければなりません。

消防長が定める大規模な屋外催しの要件は以下のいずれにも該当する催しです。

- 1 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催される催しで、1日当たりの人出予想が10万人以上であること。
- 2 主催する者が出店を認める露店等の数が、100店舗を超える規模の催しであること。

○ 現在の指定催し

[第78回沼津夏まつり（指定催しの指定に関する告示）](#)

[第78回沼津夏まつり催しの開催場所](#)

○ 火災予防上必要な業務に関する計画書はこちらから Word形式

【問合せ先】

〒410-0053

静岡県沼津市寿町2番10号

駿東伊豆消防本部消防部予防課

電話 055-920-9101